

○議長（小林哲雄）

日程第7 議案第49号 開成町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定に伴い、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定めるため、開成町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定を提案いたします。よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を、担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第49号 開成町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を制定することについて。

開成町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出。開成町長、府川裕一。

それでは、次のページをおめくりください。最初に制定の趣旨でございますけれども、先ほどと同じように、第3次一括法に伴いまして、介護保険法等の改正によりまして、これまで国が定めていた地域包括支援センターの職員の人員及び運営に関する基準について、開成町で条例を定めることになってございます。

では、議案のほうをご覧いただきたいと思います。

開成町条例第 号、開成町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例。第1条、趣旨でございます。この条例は、介護保険法の規定に基づきまして、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

第2条、定義でございます。包括的支援事業及び地域包括支援センターの定義というような形で定めてございます。

第3条、包括的支援事業の基本方針でございます。地域包括支援センターは、職員が協働して包括的支援事業を実施することによりまして、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

第4条といたしまして、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数ということになってございます。地域包括支援センターの職員に関する基準及び当該職員の員数については、介護保険法施行規則第140条の66に定めるところによるということで、こちらの140条の66といたしますのは、第1号の被保険者数によ

りまして、常勤の職員の員数を定めることになってございます。当町の10月1日現在で、開成町の第1号被保険者の数といたしましては、3,833人ということですので、国の基準はおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき、専らその職務に従事する常勤の職員の員数ということで定めてございます。ですので、国の基準でございます3,000人以上6,000人未満ということで、うちの町も入りますので、3専門職種ということで、保健師その他これに準ずる者が1名、社会福祉士その他これに準ずるものが1名、あと、主任介護支援専門員その他これに準ずる者が1名ということで、1名ずつの3専門職種になります。

続いて第5条になります。適切、公正かつ中立な運営の確保ということで、地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないということになってございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するということです。

説明は以上でございます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番、井上宜久議員。

○11番（井上宜久）

説明でわかりましたけれども、今の開成町では、24年度から地域包括センターというのが社協のほうに業務移管していると。その当時から、保健師、社会福祉士、主任介護専門員ですか、この3名ということでスタートしていたと思うんですけども、そうしますと、国の定めですと、基準が、現在3,833人という町の実情なんですけど、国の規則によりますと、3,000から6,000というのと、今の3名で十分に合っているということだと思うんですけど、実情は、今のこの3名の方で十分対応できているのかどうか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

平成24年度に包括を委託したときも3,000人以上ということで、3名ということになってございます。今現在も3名という体制になってございますけれども、今現在是对応できていると考えておりますけれども、ただ、要介護認定者も増えていく中で、3,000人と6,000人が果たして一人、一人、一人でいいのかという話になったときには、その辺は、その状況によって非常勤を雇って対応する等、少し検討する部分というのはあると思っております。

今年度につきましては、3人の包括の職員にプラスして、訪問をする職員ということで、一部賃金等で非常勤の方を雇ったりというところも加味しながら、地域包括とやりとりする中で、相談させていただきながら決めさせていただいておりますけれども、その辺に関しては、適宜その状況を踏まえて、地域包括の現状等も踏まえた中で

検討をして、必要であれば非常勤を一部雇ってというところに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

井上議員。

○11番（井上宜久）

井上です。今、開成町における地域包括センターは社協に移して、非常に期待されていますので、ぜひ落ち度のないような形で、今課長が言われたような、そのときの状況に応じて、そういうような対応を図っていただきたいなということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論ある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、採決を行います。

議案第49号 開成町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。